

令和2年4月30日

東昌保育園・東昌第二保育園 保護者各位

東昌保育園・東昌第二保育園 園長

登園自粛期間についての変更とお願い

令和2年4月16日に、新型コロナウイルスの感染増加に伴い、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されました。

東昌保育園・東昌第二保育園では、大切な子どもたちの命を守るため、登園の自粛（協力保育）をお願いしてまいりましたが、人と人との接触がいまだに多く、感染リスクの高い状況が続いています。

つきましては、5月6日（水）までとしていた登園自粛期間を緊急事態宣言が解除される日までと変更させていただきます。引き続き、ご家庭で保育が可能な方は可能な限り登園の自粛（協力保育）をお願いいたします。

○登園自粛要請期間

令和2年4月30日（木）から緊急事態宣言が解除される日まで

○その他

新型コロナウイルスの状況や感染症の発生状況により、「臨時休園」を実施する場合があります。

今後、国・県・町からの要請により、この内容の変更や、新たな要請をお願いする場合があります。

◆大切な子どもたちの命を新型コロナウイルス感染症から守るためにも、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。